

平成25年3月5日

薬局開設者 御中

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
熊本市保健所医療政策課

薬局等の所管変更について(お知らせ)

平素より熊本市の地域医療に御貢献いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による薬事法の改正に伴い、熊本市に所在する薬局の各種許可等の所管が平成 25 年 4 月 1 日から、熊本県から熊本市に移管されることとなります。

つきましては、各種許可及び届出等の提出先が、下記のとおり変更されますのでお知らせします。

記

1 熊本県から熊本市への移管について

(1)対象施設 熊本市に所在する薬局

(2)担当部署 熊本市保健所医療政策課

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと 4F

2 移管される権限等

(1)薬局の開設許可及び各種届出の受理

(2)薬局製造販売医薬品製造販売業の許可及び各種届出の受理

(3)薬局製造販売医薬品製造業の許可及び各種届出の受理

(4)薬局製造販売医薬品の各種承認及び各種届出の受理

3 移管施行日

平成 25 年 4 月 1 日

4 その他

所管変更後、各種許可及び届出の様式は熊本市の定める様式に変更となります。申請手数料は熊本県と同額ですが、現金でのお支払いとなりますのでご注意ください。

なお、熊本市の様式は3月中旬に熊本市ホームページへ掲載予定です。

本件について、ご不明の点がありましたら、下記の熊本県及び熊本市の担当窓口へ御相談ください。

本文書は所管が熊本県から熊本市に移管される薬局のみにお送りしております。

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

担当:薬事班(本田、西名)

電話 096-333-2242 FAX 096-383-1434

熊本市保健所医療政策課

担当:医務薬務係(清水、伊東)

電話 096-364-3186 FAX 096-371-5172